

第5編 個別災害対策計画〔航空, 道路, 鉄道, 林野等災害への対応〕

第1章 個別の災害に対する対策

目 的	<p>震災, 風水害等の自然災害以外にも, 航空, 道路, 鉄道の災害も予想され, 災害ごとに異なる被害の発生が考えられる。また, 林野においては, 火災の発生も予想され, 消火体制の充実等の体制づくりも必要である。</p> <p>このような災害に対応するため, 震災, 風水害に関する災害予防, 応急対応, 復旧計画を踏まえつつ, 個別の災害に対する計画を策定する。</p>
担当部署	総務課 秘書課 企画政策課 都市建設課 観光商工課 農政課

第1節 航空, 鉄道, 道路, 林野の現況

本市において想定される航空災害や鉄道・道路災害, 林野火災については, それぞれの特性を踏まえた関係機関がとるべき対策の策定と体制の構築が必要である。本市の航空, 鉄道, 道路, 林野に関する現況は以下の通りである。

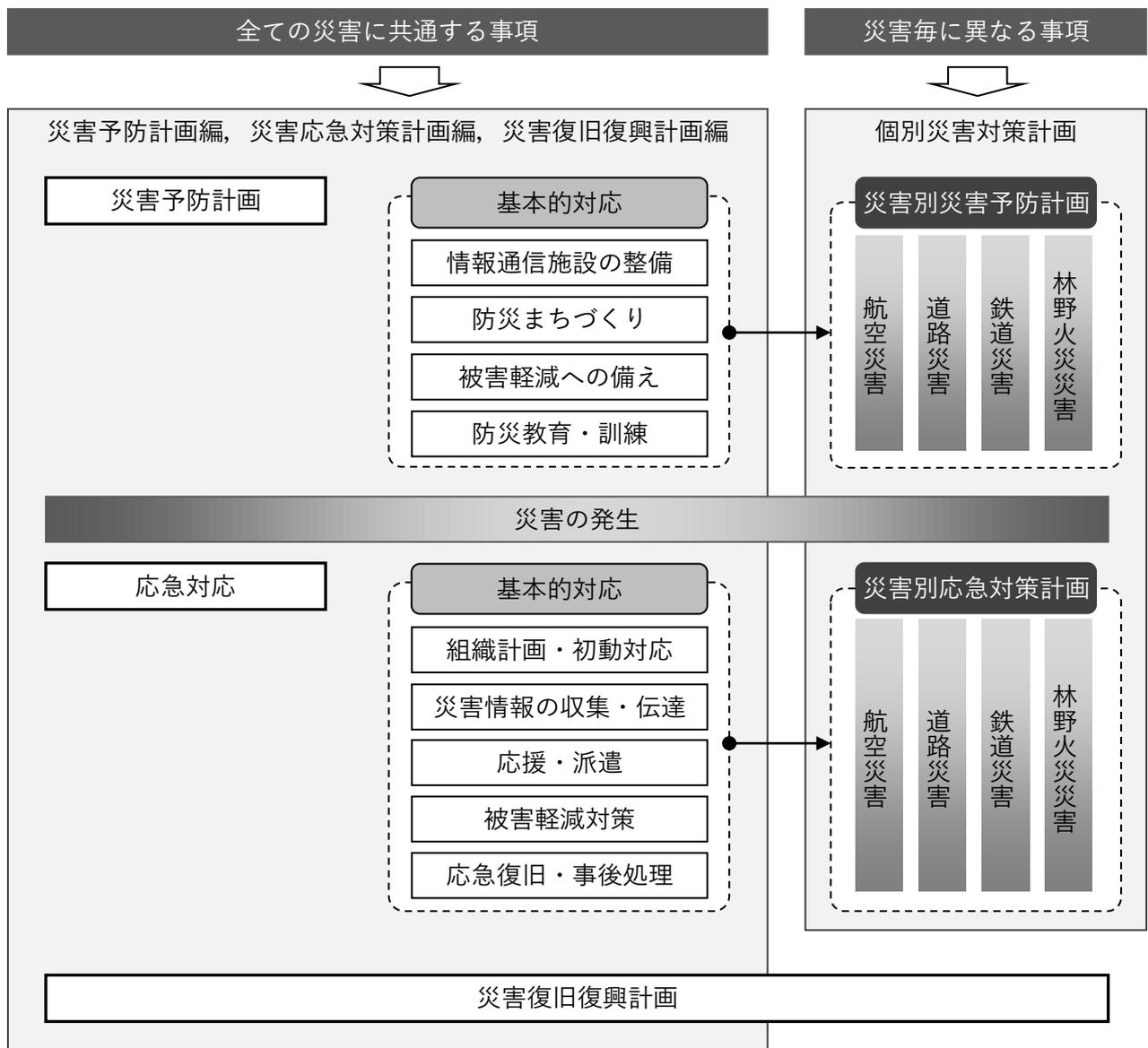
区 分	現 況										
航空	<p>本県には, 公共用飛行場が2か所(小美玉市, つくば市), 非公共用飛行場が2か所(阿見町, 龍ヶ崎市), 非公共用ヘリポートが2か所(前山下妻・県庁)及び自衛隊の飛行場が2か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊), 百里(航空自衛隊))がある。</p> <p>また, 本県の上空には, 成田国際空港, 羽田国際空港及び茨城空港, 百里基地の管制区が設定されている。</p>										
鉄道	<p>本市には, 東日本旅客鉄道(株)のJR 鹿島線があり, JR 潮来駅, JR 延方駅が設置されている。</p> <p>(本市鉄道概況)(単位=km, 人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">鉄道事業者名</th> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">営業キロ</th> <th style="text-align: center;">輸送人員(一日平均)</th> <th style="text-align: center;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東日本旅客鉄道(株)</td> <td style="text-align: center;">鹿島線</td> <td style="text-align: center;">12.2</td> <td style="text-align: center;">3,996</td> <td style="text-align: center;">潮来 ～鹿島サッカースタジアム</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※一日平均輸送人員は, 平成27年度の各営業線の輸送実績である。</p>	鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員(一日平均)	区間	東日本旅客鉄道(株)	鹿島線	12.2	3,996	潮来 ～鹿島サッカースタジアム
鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員(一日平均)	区間							
東日本旅客鉄道(株)	鹿島線	12.2	3,996	潮来 ～鹿島サッカースタジアム							
道路	<p>本市の道路は, 国道51号及び国道355号の2つの国道の他, 行方台地を縦貫し神栖市に至る県道水戸神栖線等の県道がある他, 首都圏との連携を確保する東関東自動車道がある。そのうち, 東関東自動車道, 国道51号と国道355号, 水戸神栖線(国道51号以東)が第一次緊急輸送道路に指定されている。</p>										
林野	<p>本市の山林は, 行政区域面積の約11.8%にあたる8,443km²となっている。山林の他にも原野が1,196km²(行政区域面積の約1.7%)ある。これらは, 市街地や集落等に近接して分布するものもある。</p>										

第2節 個別災害に対する防災計画

航空、道路、鉄道、林野等の災害は、潮来市での防災、減災に関する対応とともに、国や県、事業者等の防災、減災対策と連携した対応が不可欠である。

このような災害の防止や災害に対する知識の普及、発災時の対応については、基本的には、本計画書の災害予防計画、災害応急対策計画に基づき必要な対応を講じるが、災害の種別により、発生し得る被害、災害応急対応等が異なる点もあることから、本編において、災害の種別に応じた個別の対応について定める。

図－本計画書における個別災害に対する対応



第2章 交通災害に係る災害予防計画

目的	本計画は、市内における交通機関(航空、道路、鉄道)の災害に対し、その発生を防止するとともに、防災関係機関が平常時から講じる必要な対策を示す。
担当部署	総務課 秘書課 都市建設課 観光商工課

第1節 交通災害に関する災害予防計画

1-1 航空交通

航空交通の安全のための情報については、国、県、航空事業者等において、以下の体制を確保しており、本市では、これらの情報体制と緊密な関連を保つよう、災害予防計画編第2章情報通信施設の整備、災害応急対策計画編第2章災害情報の収集・伝達に努める。

表-航空交通に関する情報

安全確保情報伝達体制	新東京空港事務所は、航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。
気象情報発表伝達体制	水戸地方気象台は、航空機の安全にかかわる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表する。
航空交通の安全情報の活用	航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

1-2 道路交通

1. 道路交通の安全のための情報の充実

(1) 気象情報の伝達

本市は、大規模な道路災害に係わる水戸地方気象台が発表する予・警報情報を迅速かつ適切に収集・伝達するため、非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、災害予防計画編第2章情報通信施設の整備に基づき整備を図る。

(2) 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

2. 道路施設等の管理と整備

(1) 管理する施設の巡回及び点検

本市及び各道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

(2) 安全性向上のための対策の実施

本市及び各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

1-3 鉄道交通

1. 鉄道交通の安全のための情報の充実

大規模な鉄道災害にかかわる水戸地方気象台が発表する情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

2. 事故防止に関する知識の普及

本市は、鉄道事業者が踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及する目的のポスターの掲示、チラシ類の配布等に協力する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

2-1 情報収集・連絡体制の整備

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 航空交通

市は、大規模な航空災害が発生した場合または発生する恐れがある場合に備え、茨城県・県警察本部，新東京空港事務所，公共機関，航空運送事業者等機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

さらに、民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 道路交通

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(3) 鉄道交通

市は、県(防災・危機管理部, 警察本部), 鉄道事業者相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

民間企業, 報道機関, 市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2. 通信手段の確保

各災害に関する非常通信体制を含めた通信手段については、災害予防計画編第2章情報通信施設の整備に基づき整備を図る。

2-2 災害応急体制の整備

1. 職員等の体制

本市職員及び自主防災組織を含む防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、職員等に災害時の活動内容等を周知させる。

2. 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市、県、交通事業者は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化する。

なお、県及び本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県, 山梨県, 静岡県, 長野県) ・「災害時における福島県, 茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」(福島県, 茨城県, 栃木県)
本市	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

2-3 捜索, 救助・救急, 医療及び消火活動への備え

1. 消火救難及び救助・救急, 消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材, 消火用資機材, 車両, 船舶, 航空機等の把握を行い、手持機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先との連携による対応に努める。

併せて県(防災・危機管理, 警察本部)との連携により迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車, 救急車, 照明車等の車両, ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2. 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のため、災害予防計画編第6章被害軽減への備えに基づき事前対策を実施する。

2-4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のため、災害予防計画編第3章防災まちづくりに示した対策を講じるとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間に締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」の推進を図るとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

2-5 防災関係機関の防災訓練の実施

1. 航空交通

大規模な航空災害が発生した場合、あるいは発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

2. 道路交通

大規模な道路事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

3. 鉄道交通

鉄道事業者、県(各部局)相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

第3章 交通災害に係る災害応急計画

目的	本計画は、市内において交通機関による災害が発生した場合に、被害の軽減や二次災害の防止、関係者への連絡など、防災関係機関が取るべき対応策について示す。
担当部署	総務課 秘書課 都市建設課 観光商工課

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1-1 航空交通に関する災害情報の収集・連絡

1. 航空事故情報等の収集・連絡

航空事故に関する情報等の収集・連絡については、次の通りとする。

表－航空事故情報等の収集・連絡

主体	対応内容
発見者	航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。また何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。
百里空港事務所	航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合、あるいは発生する恐れがある場合、事故情報等の連絡を県に行く。
県(防災・危機管理部)	百里空港事務所または自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡する。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省等に連絡する。
本市	航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行く。併せて、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。
自衛隊	自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊、航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡する。
航空運送事業者	自己の運航する航空機について緊急事態または事故が発生した場合には、直ちにその情報を百里空港事務所へ連絡する。また、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに百里空港事務所へ連絡する。

2. 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は以下のとおりとする。

表－航空事故情報等の連絡先一覧表

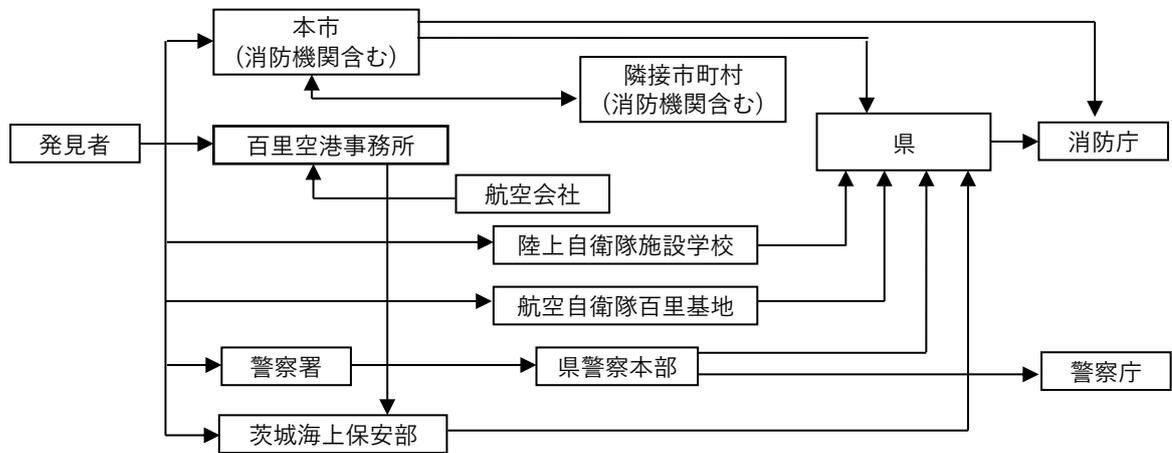
機関名	担当部署	電話番号・(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
新東京空港事務所	航空管制情報官	0476-32-6410 または 6411 (夜間・休日同)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (夜間・休日同)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)
茨城県	消防安全課	029-301-2896
	防災・危機管理課	029-301-2885 (夜間・休日同)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (夜間・休日同)
本市	総務課	0299-63-1111 (夜間・休日同)
鹿行広域消防本部	総務課	0291-34-2119 (防)823-409 (夜間・休日同)

3. 応急対策活動情報の連絡

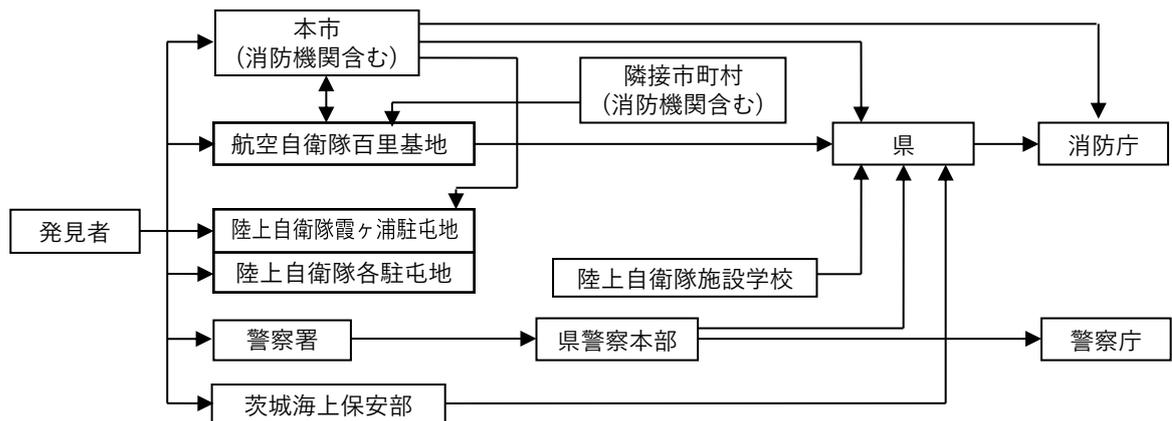
県に応急対策の活動状況，災害対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡するとともに，防災関係機関とは応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

図－航空事故情報等の収集・連絡系統

〔民間機の場合〕



〔自衛隊機の場合〕



1-2 道路交通に関する災害情報の収集・連絡

1. 道路災害情報等の収集・連絡

道路災害情報等に関する情報等の収集・連絡については、次の通りとする。

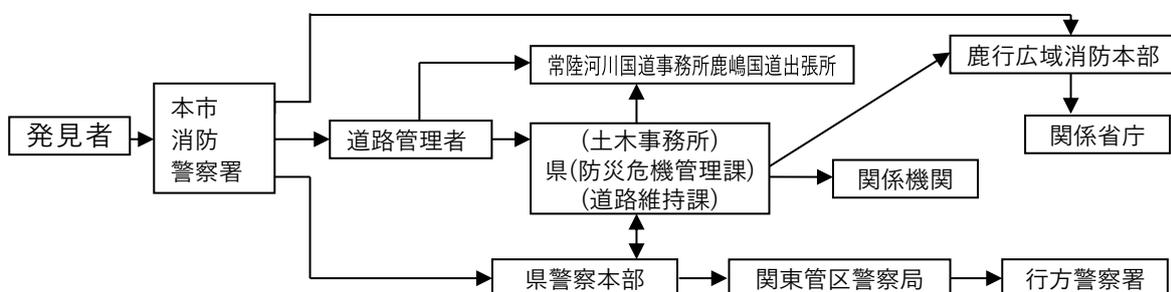
表一 道路事故情報等の収集・連絡

主 体	対応内容
発見者	道路災害の発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防署員または道路管理者に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。
道路管理者	道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所鹿嶋国道出張所、県に連絡する。
国土交通省常陸河川国道事務所鹿嶋国道出張所	道路構造物の被災等により大規模な道路事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行う。
県(防災・危機管理部・土木部)	国土交通省常陸河川国道事務所鹿嶋出張所から受けた情報を関係市町本市及び関係機関等へ連絡する。 また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡する。
本市	大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

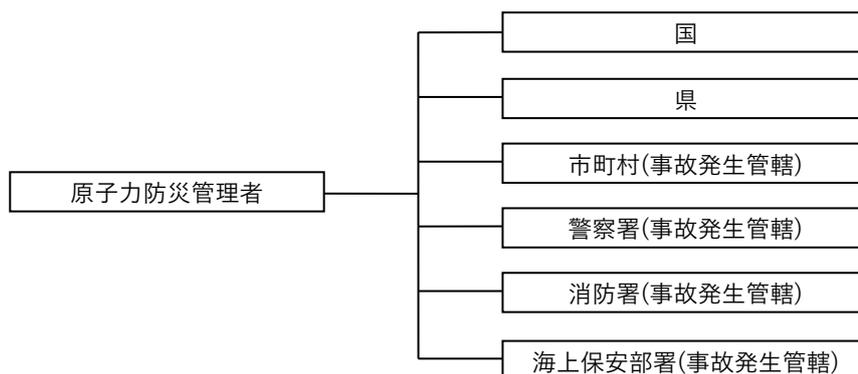
2. 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は以下のとおりとする。

図一 航空事故情報等の収集・連絡系統



図－核燃料物質等の事業所外運搬中の災害の連絡先



表－道路災害連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号・(夜間・休日の場合)
本市	総務課	0299-63-1111
消防庁	応急対策室	03-5253-7527(宿直室 03-5253-7777)
国土交通省常陸河川国道事務所鹿嶋国道出張所	鹿嶋国道出張所	0299-82-1509 (同左)
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (昼)
	防災危機管理課	029-301-2885 (夜間)
行方警察署	警備課	0299-72-0110
鹿行広域消防本部	総務課	0291-34-2119 (防)823-409

1-3 鉄道交通に関する災害情報の収集・連絡

1. 鉄道災害情報等の収集・連絡

鉄道災害情報等に関する情報等の収集・連絡については、次の通りとする。

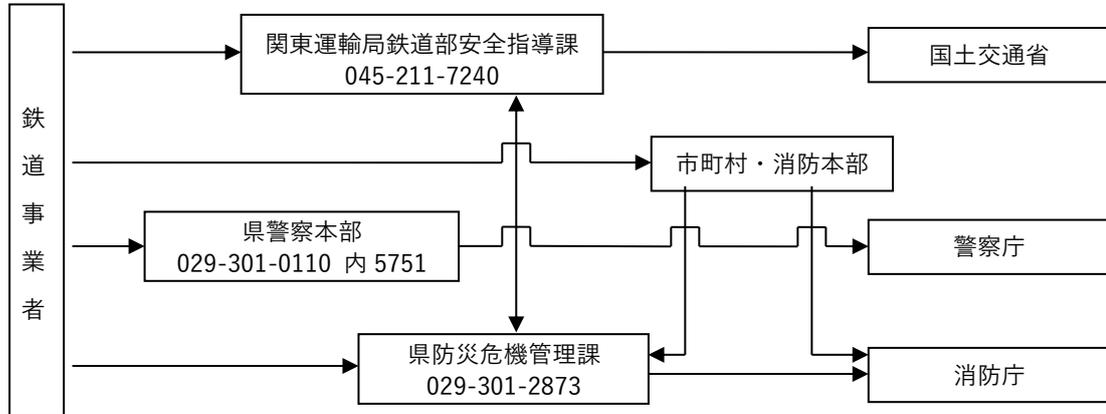
表－鉄道事故情報等の収集・連絡

主体	対応内容
関東運輸局	大規模な鉄道事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行う。
県(防災・危機管理部)	鉄道事業者、または関東運輸局から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に大規模な鉄道事故の発生があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡する。
本市	大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。
鉄道事業者	自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡する。

2. 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は以下のとおりとする。

図－鉄道事故情報等の収集・連絡系統



表－連絡先一覧

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消 防 庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室 03-5253-7777〕
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関 東 運 輸 局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨 城 県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部 消防安全課
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部 防災・危機管理課
警 察 本 部	昼	029-301-0110 内線 5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	水戸支社運輸部司令室
	夜間	同上	同上

第2節 活動体制の確立

2-1 職員の配備及び災害対策本部の設置

1. 航空災害における活動体制の確立

市は、発災後速やかに、県地域防災計画との整合性を考慮し、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を確保する。

航空災害における職員配備及び災害対策本部の基準は以下の通りとし、この活動体制の確立を図り、災害応急対策計画編第1章組織計画・初動対応に示す事務分掌に基づく対応を行う。

表－職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準(航空災害)

種類	基準	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により総務部長が必要と認めた場合 ●廃止基準 航空事故による多数の死傷者等の発生の恐れがなくなった場合	総務課、市長公室、教育委員会、都市建設課、観光商工課、福祉事務所、上下水道課及び総務部長の指定する課、所属人員の3分の1以下	
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合 ●廃止基準 航空事故の応急対策が概ね完了した場合、または、その他本部長が必要なしと認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

2. 道路災害における活動体制の確立

市は、発災後速やかに、県地域防災計画との整合性を考慮し、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を確保する。

道路災害における職員配備及び災害対策本部の基準は以下の通りとし、この活動体制の確立を図り、災害応急対策計画編第1章組織計画・初動対応に示す事務分掌に基づく対応を行う。

表－職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準(道路災害)

種類	基準	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制 (事前配備)	道路災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により総務部長が必要と認めた場合 ●廃止基準 道路災害による多数の死傷者等の発生の恐れがなくなった場合	総務課、市長公室、教育委員会、都市建設課、観光商工課、福祉事務所、上下水道課及び総務部長の指定する課、所属人員の3分の1以下	
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合 ●廃止基準 道路災害の応急対策が概ね完了した場合、または、その他本部長が必要なしと認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

3. 鉄道災害における活動体制の確立

市は、発災後速やかに、県地域防災計画との整合性を考慮し、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を確保する。

鉄道災害における職員配備及び災害対策本部の基準は以下の通りとし、この活動体制の確立を図り、災害応急対策計画編第1章組織計画・初動対応に示す事務分掌に基づく対応を行う。

表－職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準(鉄道災害)

種類	基準	配備人員	災害対策本部の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市民部長が必要と認めた場合 ●廃止基準 鉄道事故による多数の死傷者等の発生の恐れがなくなった場合	総務課、市長公室、教育委員会、都市建設課、観光商工課、福祉事務所、上下水道課及び総務部長の指定する課、所属人員の3分の1以下	
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合 ●廃止基準 鉄道事故の応急対策が概ね完了した場合、または、その他本部長が必要なしと認めた場合」鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	鉄道災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

2-2 広域的な応援体制

本市において航空、道路、鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、災害応急対策計画編第3章応援・派遣に基づき、茨城県、国、県内市町村に対し、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

2-3 自衛隊の災害派遣

航空、道路、鉄道事故の規模や被害情報から、自衛隊の災害派遣の必要性を判断し、必要と認められた場合には、災害応急対策計画編第3章応援・派遣に基づき直ちに要請する。

2-4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1. 搜索・救助・救急活動

災害の状況により、県(防災・危機管理部、警察本部)、消防機関および交通事業者と相互に連携し、搜索・救助・救急活動を実施する。

2. 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、災害応急対策計画編第4章被害軽減対策に基づく活動を実施するとともに、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

3. 消火活動

速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

消火活動にあたっては、被害状況の早急な把握に努め、消防機関と連携し化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動に協力する。さらに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するための情報を収集し応援を要請する。

4. 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとし、市は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2-5 避難指示・誘導

災害が発生、または発生する恐れがある場合においては、災害応急対策計画編第4章に基づき、市民等に対する避難指示・誘導を行う。

2-6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1. 被災地周辺の状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

2. 交通規制の実施

緊急輸送を確保するため、被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

2-7 関係者等への的確な情報伝達活動

1. 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送とする。伝達内容は、以下のとおりとする。

- ・本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2. 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置・人員の配置等の体制の整備に努める。

2-8 遺族等事故災害関係者の対応

県および応援機関と連携し、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

2-9 防疫及び遺体の処理

発災時には、災害応急対策編第9章応急復旧・事後処理に基づき防疫、遺体の処理、清掃、障害物の除去等を実施する他、特に、本市にあっては、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。

第4章 林野火災対策計画

目的	本市において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。
担当部署	総務課 秘書課 農政課

第1節 災害予防計画

1-1 林野火災に強い地域づくり

1. 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

2. 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生または拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

1-2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1. 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合または発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。

一方、住民に対する災害情報等を広報するため防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

非常通信体制を含めた林野火災時における通信手段については、災害予防計画編第2章情報通信施設の整備によるものとする。

2. 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。なお、本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

〔林野火災対策連絡協議会〕

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会を年1回以上開催し、連携を強化するものとする。

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

3. 救助・救急、医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、災害応急対策計画第4章被害軽減対策に準じて事前対策を講じるものとする。

4. 消火活動への備え

防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

5. 緊急輸送活動への備え

被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。また、事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

6. 避難収容活動，施設・設備の応急復旧活動への備え

避難場所，避難路をあらかじめ指定し，住民に周知するとともに，災害時の避難誘導計画を作成し，訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ資機材を整備するものとする。

7. 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し，地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

1-3 防災活動の促進

広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝により啓発をはかるものとする。

第2節 災害応急計画

林野火災が発生した場合，できるだけ被害を最小限にとどめるため，早期に初動体制を確立して，その拡大を防止し被害の軽減を図るため，次の対策を講じるものとする。

2-1 発災直後の情報の収集・連絡

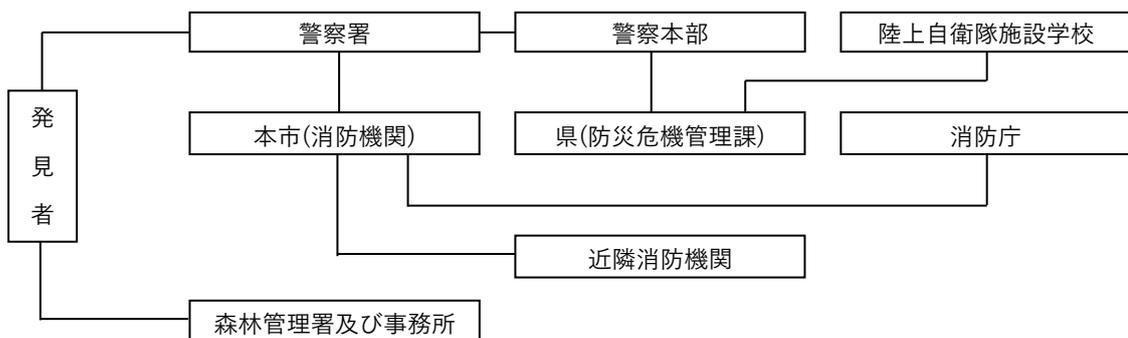
1. 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災情報の収集・連絡

火災の発生状況，人的被害の状況，林野の被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて，「火災・災害等即報要領」に基づき，消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



表－連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 (駐屯地当直司令内線 302)
		内線 234
警察本部	本部	029-301-0110 (総合当直)
	警備課	内線 5751
	地域課	内線 3571
茨城県	消防安全課	29-301-2896 (昼)
	防災危機管理課	029-301-2885 (夜間)

(3) 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2-2 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、県地域防災計画との整合性を考慮し、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を確保する。

林野火災災害における職員配備及び災害対策本部の基準は以下の通りとし、この活動体制の確立を図り、災害応急対策計画編第1章組織計画・初動対応に示す事務分掌に基づく対応を行う。

表－職員配備及び災害対策本部等の設置の決定基準

種類	設置基準等	配備人員	災害対策本部の設置
林野火災災害			
警戒体制 (事前配備)	林野火災により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により総務部長が必要と認めた場合 ●廃止基準 林野火災による多数の死傷者等の発生のおそれなくなった場合	総務課、市長公室、教育委員会、都市建設課、農政課、福祉事務所、上下水道課及び総務部長の指定する課、所属人員の1/3以下	
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合 ●廃止基準 林野火災の応急対策が概ね完了した場合、または、その他本部長が必要なしと認めた場合	林野火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置

1. 広域的な応援体制

本市において林野火災災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、災害応急対策計画編第3章に基づき、茨城県、国、県内市町村に対し、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

2. 救助・救急活動

被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等県・国の各機関に応援を要請するものとする。

3. 医療活動

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、災害応急対策計画第4章に基づく被害軽減対策を実施するとともに、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

4. 地上消火活動

本市において林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

自主防災組織および住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

5. 空中消火活動

本市が空中消火を要請した場合は、県が設置する現地指揮本部の指揮のもとに協力し連携に務める。

空中消火基地は、消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。本市において空中消火の実施が決定された場合は、県(消防防災課)及びヘリコプター運用機関と協議のうえ適地を決定する。

空中消火の方法は水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

【県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準】

- ・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・その他、火災防衛活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

【自衛隊ヘリコプターの派遣】

- ・県(消防防災課)は、市町村からの依頼を受け、必要と認められる際には自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請する。

2-3 緊急輸送のための交通の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

2-4 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、災害応急対策計画第2章災害情報の収集・伝達に基づき、県やその他の必要とする機関に対しての報告と市民等に対する広報活動を実施する。

1. 情報伝達活動

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。

2. その他必要な事項

関係者からの問い合わせに対する対応は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

2-5 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

第5章 原子力災害対策計画

目的	<p>茨城県には、東海第2発電所(日本原子力発電)が位置する他、東海村を中心に複数の原子力事業所が立地し、東海第2発電所、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター、東京大学原子力研究総合センター、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター等の原子炉保有施設がある。</p> <p>本市は、これらの施設から約50kmに位置し、改正原子力災害対策特別措置法で改定が義務付けられた、原発から「予防的防護措置区域(PAZ)」、「緊急防護措置準備区域(UPZ)」には含まれないが、「放射性ヨウ素防護地域 PPA」に相当する位置にある。そのため、福島第一原子力発電所事故の経験を生かし、想定外の事態に備えるため、原子力災害に対する知識の普及・啓発を中心とする事項を定める。</p>
担当部署	総務課 秘書課 環境課

第1節 災害予防計画

1. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力安全委員会において、これまでのいわゆるEPZに代えて、防護措置等を準備する対策の違いにより、以下の区域を設けることとされた。

表－「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」の区分

名称	採るべき措置	施設からの距離
PAZ 予防的措置範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域。 ・即時避難など、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する 	5 km 圏
UPZ 緊急防護措置区域	<ul style="list-style-type: none"> ・事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域。 ・確率的影響を最小限に抑えるため、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用など、緊急時防護措置を準備する 	30km 圏
PPA 放射性ヨウ素防護地域	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を含んだプルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)が通過する時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの影響を避けるための区域。 ・プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定されることから、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用などを行う <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※原子力災害対策指針(平成24年10月31日)では、PPAの具体的な範囲については、今後、国際的議論の経過を踏まえつつ、原子力規制委員会で検討することとされている。</p>	概ね 50km 圏

2. 通報基準・緊急事態判断基準

原子力災害対策特別措置法では、「原子力緊急事態宣言」(15 条事態)と、事業者に通報を義務づける「特定事象」(10 条通報)が定められている。

表一 通報基準・緊急事態判断基準

基準	主な内容
緊急事態判断基準 (15 条事態)	1 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で $500 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 2 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1 m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合 3 臨界事故の発生 4 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること
特定事象通報基準 (10 条通報)	1 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 2 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 3 管理区域以外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 4 輸送容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 5 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 6 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること

第2節 初動体制の整備

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の共有に努める。

2. 通信手段の確保等

市は、県等が行う緊急時における通信連絡網等の整備に協力する。

第3節 住民等への情報伝達体制の整備

1. 情報伝達体制の整備

市は、県からの情報を、防災行政無線、メール、市ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

2. 要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

3. 情報提供項目

市は、国や県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第4節 モニタリング体制の整備

1. 器機等の整備・維持

市は平常時における県内の環境に対する放射性物質または放射線の影響を把握するためモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング器機等を整備・維持するとともにその操作・習熟に努める。

2. 協力体制の整備

市は、国・県・原子力事業者等と緊急時の環境モニタリングに関して、平常時から緊密な連携を図り協力体制を整備する。

第5節 住民等の健康対策

1. 資機材の整備等

(1) 活動用資機材の整備

市は、県等が実施するスクリーニング、人体への除染等を実施する資機材の整備に協力する。

(2) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県等が実施する防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備・維持管理に協力する。

2. 医療救護活動体制の整備

(1) 基本方針

市は、県及び関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした初期被ばく医療（医療救護及び健康管理等）を実施する体制を整備する。

(2) 関係機関の協力の確保

ア. 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

イ. 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

(3) 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

市は安定ヨウ素材の迅速かつ適切な配布を行う。

第6節 緊急輸送体制の整備

市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、国及び県と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。P P A 区域に相当する本市では、国道 51 号が緊急輸送路として重要な役割を担うことが想定されることから、応急対策が円滑に行われるよう、燃料補給等の後方支援機能の強化に努める。

第7節 職員、住民等に対する知識の普及・啓発

市は、国、県、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のための普及啓発活動を実施する。また、国・県、原子力事業者等が実施する研修等を積極的に活用するとともに、必要に応じて連携協力し研修を実施する。

表－普及・啓発すべき内容

住民等に対する研修等	ア 原子力施設の概要 イ 原子力施設の安全確保 ウ 放射性物質、放射線の性質 エ 放射線による健康への影響 オ 環境放射線モニタリング カ 原子力災害時の住民への広報手段 キ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味 ク 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項 （避難等の方法や経路、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等） ケ 各地区毎の住民のためのコンクリート屋内退避所・避難所 コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用
職員等に対する研修等	ア 原子力施設の概要 イ 原子力施設の安全確保 ウ 放射性物質、放射線の性質 エ 放射線による健康への影響 オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識 カ 原子力災害時の広報に関する知識 キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識 ク 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識 ケ 放射線の防護に関する知識 コ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識 サ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味 シ 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項 （避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等） ス 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識 セ 安定ヨウ素剤の効果、副作用